

「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」

報告書の基本的な構成について（案）

○ 検討会の開催趣旨

- ・ 脳・心臓疾患に適切に対応するために、新たな知見を含んだ健康診断項目（特定健康診査項目）が示されていることから、それらを労働安全衛生の観点からどのように取扱うのか、現行の定期健康診断項目のあり方を含め検討を行う旨を記載する。
- ・ また、労働安全衛生法上の保健指導等と特定保健指導の取扱いについて整理すべき内容はないか検討を行う旨を記載する。

○ 健診項目のあり方について

- ・ 健診項目について、個別の検討を行ったところであるが、労働安全衛生の観点から、脳・心臓疾患に適切かつ効率的に対応できる問診・健診項目には、どのようなものがあり、その取扱いはどのようにすることが適当かを記載する。

- ・ なお、本日の使用者側、労働者側、健診機関の意見を検討会の報告書において、どのように取り扱うか。

○ 保健指導の効果的な実施について

- ・ 労働安全衛生法における保健指導と特定保健指導を可能な限り二重に実施することのないような、運用上の留意点等について記載する。
- ・ 例えば、事業者は可能な範囲で、労働安全衛生法における保健指導とともに、特定保健指導も併せて実施できる体制を整え、医療保険者から特定保健指導の委託を受けられるようにすることはどうか。
- ・ また、産業医等の選任義務のない中小事業者等についても、事業者と医療保険者との協議が必要であるが、THPで養成した人材を含む産業保健スタッフを有する医療機関や健診機関に保健指導を依頼することにより、特定保健指導のみならず、産業保健の視点も加味した保健指導を労働者が受けることができるのではないか。

○ 健康診断結果の保存方法・提出方法等の取扱いについて

- ・ 労働安全衛生法において事業者に対して健康診断結果の保存を義務づけているところであるが、今回はその保存方法については特に変更する必要があるか。
- ・ 事業者が、標準的な電磁気様式で健診結果を医療保険者に提出できるような健診機関を選定するなど、医療保険者に対するデータの提供等が大きな負担とならないようにすることが必要と思われるがどうか。

○ まとめ